

第 4 部

資料編

1. 伊方町総合計画策定条例

伊方町総合計画策定条例

平成 27 年 3 月 20 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、伊方町総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画から成るものをいう。
- (2) 基本構想 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定めた施策を推進する事業を示す計画をいう。

(伊方町総合計画審議会への諮問)

第 3 条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ伊方町総合計画審議会条例（平成 27 年伊方町条例第 17 号）第 1 条に規定する伊方町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 町長は、基本構想を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 伊方町総合計画審議会条例

伊方町総合計画審議会条例

平成 27 年 3 月 20 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく町長の附属機関として、伊方町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊方町総合計画における基本構想及び基本計画の策定、見直し及び評価に関すること。
- (2) その他総合計画に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町内の区域内の公共的団体等の役員
- (3) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に招集する審議会は、町長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第 8 条 審議会に幹事を置き、町職員のうちから若干人を町長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事項について委員を補佐する。



(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、伊方町総合計画担当課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3. 諮問・答申

諮 問

伊総政第164号
令和7年3月17日

伊方町総合計画審議会会長 様

伊方町長 高 門 清 彦

伊方町第3次総合計画の策定について（諮問）

伊方町総合計画を策定するにあたり、伊方町総合計画審議会条例（平成27年条例第17号）第2条の規定により、伊方町第3次総合計画について、貴会に諮問します。

〔諮問理由〕

本町では、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「伊方町第2次総合計画前期基本計画」に基づき、『よるこびの風薫るまち 伊方～みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～』を将来像としたまちづくりを進めてきました。

その間、地方自治体を取り巻く環境は、急速な少子高齢化と人口減少、新型コロナウイルス感染症の拡大、激甚化する自然災害等により大きく変化しました。

こうした状況の中、長期的な視点を持ちつつ、刻々と変わる時代や社会情勢に対応する必要があり、令和7年度をもって終了する現総合計画に代わり、更なる飛躍のための「伊方町第3次総合計画」の策定に関し、伊方町総合計画審議会に諮問し、意見を求めるものです。



答 申

令和 8 年 2 月 20 日

伊方町長 高 門 清 彦 様

伊方町総合計画審議会
会長 阿 部 勇 二

伊方町第 3 次総合計画について（答申）

令和 7 年 3 月 17 日付け伊総政第 164 号で諮問されました「伊方町第 3 次総合計画」について、本審議会
会で慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり原案を作成し答申します。

4. 伊方町総合計画審議会 委員名簿

分野		氏名	備考
識見を有する者	保健・医療・福祉	宇都宮久記	
	教育・文化	道元 平	副会長
	産業振興（農業）	田縁 大晴	～ H7.6.5
		阿部 元喜	H7.6.6 ～
	産業振興（漁業）	阿部 勇二	会長
	子育て支援	阿部 直子	
公共的団体等の役員	伊方町区長会	小島 勤	～ H7.6.5
		阿部 源一	H7.6.6 ～
	伊方町 民生児童委員協議会	二宮 幸代	
		泉 裕重	～ H7.12.9
		谷口 園枝	H7.12.10 ～
	伊方町 老人クラブ連合会	菊池 吉峰	～ H7.6.5
		清家 龍雄	H7.6.6 ～
	伊方町女性団体連絡会	杉山 幸子	
	伊方町商工会	上田 雄一	
	一般社団法人 佐田岬観光公社	高月 芳人	

5. 伊方町第3次総合計画 策定経過

令和6（2024）年度

月 日	項 目	内 容
2月14日～3月14日	アンケート	18歳以上住民：2,000人対象
		町内在住中学生：全生徒対象
		三崎高校（1・2年生）：107人対象
3月10日～3月26日	職員アンケート	町職員（正職員）：187人対象
3月25日	第1回伊方町総合計画審議会 伊方町人口減少対策重点戦略 推進会議	○伊方町第3次総合計画の策定について ○策定スケジュールについて ○第2期伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略の 延長について

令和7（2025）年度

月 日	項 目	内 容
5月30日	トップインタビュー	町長、副町長、教育長へのインタビュー
7月5日	第1回ワークショップ	第3次計画が目指す将来像と込める想い
7月19日	第2回ワークショップ	町の魅力・資源の掘り起こしとその活用について
8月27日	第2回伊方町総合計画審議会 伊方町人口減少対策重点戦略 推進会議	○伊方町の人口の推移について ○第2期伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略推 進施策事業実績について ○伊方町第3次総合計画等策定に係る基礎調査につ いて ○策定スケジュールについて
10月20日	第3回伊方町総合計画審議会 伊方町人口減少対策重点戦略 推進会議	○伊方町第3次総合計画基本構想（素案）について
12月25日	第4回伊方町総合計画審議会 伊方町人口減少対策重点戦略 推進会議	○伊方町第3次総合計画基本構想（素案）について ○前期基本計画・第3期総合戦略（素案）について
1月20日～2月6日	パブリックコメント	
2月19日	第5回伊方町総合計画審議会 伊方町人口減少対策重点戦略 推進会議	○伊方町第3次総合計画（原案）について
2月20日	答申	○伊方町第3次総合計画について
3月13日	伊方町議会	○伊方町第3次総合計画基本構想の策定について



第1部
序論

第2部
基本構想

第3部
基本計画

第4部
資料編



令和 8 年 3 月

発行：愛媛県伊方町

編集：伊方町総合政策課

〒 796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

TEL：0894-38-0211（代表）

FAX：0894-38-1373

H P：https://www.town.ikata.ehime.jp/





Ikata Town

